

規則番号	規則名	所管名	公布年月日
規則第1号	さいたま市精神保健及び精神障害者福祉に関する法律施行細則の一部を改正する規則	健康増進課	令和2年1月6日
規則第2号	さいたま市建築基準法施行細則の一部を改正する規則	建築行政課	令和2年1月7日
規則第3号	さいたま市マンションの建替え等の円滑化に関する法律施行細則の一部を改正する規則	建築行政課	令和2年1月7日
規則第4号	さいたま市障害者の利用に係る公の施設使用料等減免条例施行規則の一部を改正する規則	障害支援課	令和2年1月22日
規則第5号	さいたま市にぎわい交流館いわつき条例施行規則	経済政策課	令和2年1月22日
規則第6号	さいたま市児童福祉法施行細則の一部を改正する規則	児童相談所	令和2年1月27日

さいたま市規則第1号

さいたま市精神保健及び精神障害者福祉に関する法律施行細則の一部を改正する規則

さいたま市精神保健及び精神障害者福祉に関する法律施行細則（平成15年さいたま市規則第74号）の一部を次のように改正する。

次の表中下線又は太線の表示部分（以下、改正前の欄にあっては「改正部分」と、改正後の欄にあっては「改正後部分」という。）については、次のとおりとする。

- (1) 改正部分及びそれに対応する改正後部分が存在するときは、当該改正部分を当該改正後部分に改める。
- (2) 改正部分のみ存在するときは、当該改正部分を削る。
- (3) 改正後部分のみ存在するときは、当該改正後部分を加える。

改正後	改正前
様式第21号（第16条関係） 同意書 [略] [略] [略] [略] ①本人と訴訟をした者、本人と訴訟をした者の配偶者又は直系血族、②家庭裁判所で免ぜられた法定代理人、保佐人、補助人、③精神の機能の障害により精神保健及び精神障害者福祉に関する <u>法律第33条第1項の規定による同意又は不同意の意思表示を適切に行うに当たって必要な認知、判断及び意思疎通を適切に行うことができない者</u> 、④未成年者 [略]	様式第21号（第16条関係） 同意書 [略] [略] [略] [略] ①本人と訴訟をした者、本人と訴訟をした者の配偶者又は直系血族、②家庭裁判所で免ぜられた法定代理人、保佐人、補助人、③ <u>成年被後見人又は被保佐人</u> 、④未成年者 [略]

附 則

(施行期日)

- 1 この規則は、公布の日から施行する。

(経過措置)

- 2 この規則の施行の際現にこの規則による改正前のさいたま市精神保健及び精神障害者福祉に関する法律施行細則の規定により作成されている様式については、当分

の間、適宜修正の上使用することができる。

さいたま市規則第2号

さいたま市建築基準法施行細則の一部を改正する規則

さいたま市建築基準法施行細則（平成13年さいたま市規則第215号）の一部を次のように改正する。

次の表中下線又は太線の表示部分（以下、改正前の欄にあっては「改正部分」と、改正後の欄にあっては「改正後部分」という。）については、次のとおりとする。

- (1) 改正部分及びそれに対応する改正後部分が存在するときは、当該改正部分を当該改正後部分に改める。
- (2) 改正部分のみ存在するときは、当該改正部分を削る。
- (3) 改正後部分のみ存在するときは、当該改正後部分を加える。

改正後	改正前
<p>(許可申請)</p> <p>第15条 省令第10条の4第1項に規定する市長が規則で定める図書又は書面は、省令第1条の3第1項の表1に掲げる付近見取図、配置図、各階平面図、2面以上の立面図及び同項の表2第29項に掲げる日影図（法第56条の2第1項の規定により日影による高さの制限を受ける建築物に係るものに限る。）とする。</p> <p>2・3 [略]</p>	<p>(許可申請)</p> <p>第15条 省令第10条の4第1項に規定する市長が規則で定める図書又は書面は、省令第1条の3第1項の表1に掲げる付近見取図、配置図、各階平面図、2面以上の立面図及び同項の表2第30項に掲げる日影図（法第56条の2第1項の規定により日影による高さの制限を受ける建築物に係るものに限る。）とする。</p> <p>2・3 [略]</p>
<p>(電子情報処理組織による報告等)</p> <p>第27条 市長は、<u>情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律（平成14年法律第151号）第6条</u>の規定に基づき、法第6条の2第5項（法第87条第1項、法第87条の4又は法第88条第1項若しくは第2項において準用する場合を含む。以下同じ。）、法第7条の2第6項（法第87条の4又は法第88条第1項若しくは第2項において準用する場合を含む。以下同じ。）、法第7条の4第6項（法第87条の4又は法第88条第1項において準用する場合を含む。以下同じ。）又は法第7条の6第3項（法第87条の4又は法第88条第1項若しくは第2項において準用する場合を含む。以下同じ。）の規定による報告を電子情報処理組織（市長の使用に係る電子計算機（入出力装置を含む。以下この項において同じ。）と指定確認検査機関の使用に係る電子計算機とを電気通信回線で接続した電子情報処理組織をいう。第3項において同じ。）を使用して行わせることができる。</p> <p>2・3 [略]</p>	<p>(電子情報処理組織による報告等)</p> <p>第27条 市長は、<u>行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律（平成14年法律第151号）第3条</u>の規定に基づき、法第6条の2第5項（法第87条第1項、法第87条の4又は法第88条第1項若しくは第2項において準用する場合を含む。以下同じ。）、法第7条の2第6項（法第87条の4又は法第88条第1項若しくは第2項において準用する場合を含む。以下同じ。）、法第7条の4第6項（法第87条の4又は法第88条第1項において準用する場合を含む。以下同じ。）又は法第7条の6第3項（法第87条の4又は法第88条第1項若しくは第2項において準用する場合を含む。以下同じ。）の規定による報告を電子情報処理組織（市長の使用に係る電子計算機（入出力装置を含む。以下この項において同じ。）と指定確認検査機関の使用に係る電子計算機とを電気通信回線で接続した電子情報処理組織をいう。第3項において同じ。）を使用して行わせることができる。</p> <p>2・3 [略]</p>

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

さいたま市規則第3号

さいたま市マンションの建替え等の円滑化に関する法律施行細則の一部を改正する規則

さいたま市マンションの建替え等の円滑化に関する法律施行細則（平成29年さいたま市規則第61号）の一部を次のように改正する。

次の表中下線又は太線の表示部分（以下、改正前の欄にあっては「改正部分」と、改正後の欄にあっては「改正後部分」という。）については、次のとおりとする。

- (1) 改正部分及びそれに対応する改正後部分が存在するときは、当該改正部分を当該改正後部分に改める。
- (2) 改正部分のみ存在するときは、当該改正部分を削る。
- (3) 改正後部分のみ存在するときは、当該改正後部分を加える。

改正後	改正前
(許可申請) 第3条 省令第52条第1項の規定により市長が規則で定める図書又は書面は、次に掲げるものとする。 (1) [略] (2) 建築基準法施行規則（昭和25年建設省令第40号）第1条の3第1項の表1に掲げる付近見取図、配置図、各階平面図、2面以上の立面図及び同項の表2第29項に掲げる日影図（建築基準法（昭和25年法律第201号）第56条の2第1項の規定により日影による高さの制限を受ける建築物に係るものに限る。） (3) [略]	(許可申請) 第3条 省令第52条第1項の規定により市長が規則で定める図書又は書面は、次に掲げるものとする。 (1) [略] (2) 建築基準法施行規則（昭和25年建設省令第40号）第1条の3第1項の表1に掲げる付近見取図、配置図、各階平面図、2面以上の立面図及び同項の表2第30項に掲げる日影図（建築基準法（昭和25年法律第201号）第56条の2第1項の規定により日影による高さの制限を受ける建築物に係るものに限る。） (3) [略]

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

さいたま市規則第4号

さいたま市障害者の利用に係る公の施設使用料等減免条例施行規則の一部を改正する規則

さいたま市障害者の利用に係る公の施設使用料等減免条例施行規則（平成13年さいたま市規則第115号）の一部を次のように改正する。

次の表中下線又は太線の表示部分（以下、改正前の欄にあつては「改正部分」と、改正後の欄にあつては「改正後部分」という。）については、次のとおりとする。

- (1) 改正部分及びそれに対応する改正後部分が存在するときは、当該改正部分を当該改正後部分に改める。
- (2) 改正部分のみ存在するときは、当該改正部分を削る。
- (3) 改正後部分のみ存在するときは、当該改正後部分を加える。

改正後			改正前		
別表（第2条、第4条関係）			別表（第2条、第4条関係）		
使用料等の名称	減額又は免除の区分及びその内容		使用料等の名称	減額又は免除の区分及びその内容	
	区分	内容		区分	内容
[略]			[略]		
[略]			さいたま市 六日町山の家 の使用料等	減額	左記使用料等の額の2分の1に相当する額
[略]			[略]		
氷川の杜文化館の使用料等	[略]		氷川の杜文化館の使用料等	[略]	
さいたま市 岩槻人形博物館 の使用料等	減額	左記使用料等の額の2分の1に相当する額	[略]		
[略]			[略]		
さいたま市 産業文化センター の使用料等	[略]	[略]	さいたま市 産業文化センター の使用料等	[略]	[略]
さいたま市 にぎわい交流館 いわつきの使用料	減額	左記使用料等の額の2分の1に相当する額	[略]		

等					
[略]			[略]		

附 則

この規則は、令和2年2月22日から施行する。ただし、別表中さいたま市六日町山の家の使用料等の項を削る改正は、同年4月1日から施行する。

さいたま市規則第5号

さいたま市にぎわい交流館いわつき条例施行規則

(趣旨)

第1条 この規則は、さいたま市にぎわい交流館いわつき条例（平成30年さいたま市条例第67号。以下「条例」という。）の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

(利用の許可)

第2条 条例第6条第1項の規定により、さいたま市にぎわい交流館いわつき（以下「交流館」という。）の多目的室及び屋外共用スペース並びに附属設備（以下「貸出施設等」という。）の利用の許可又は許可に係る事項の変更の許可を受けようとする者は、次の各号に掲げる場合に依り、当該各号に定める申請書を市長に提出しなければならない。

- (1) 貸出施設等の利用の許可を受けようとする場合 にぎわい交流館いわつき利用許可申請書（様式第1号）
- (2) 貸出施設等の利用の許可に係る事項の変更の許可を受けようとする場合 にぎわい交流館いわつき利用変更許可申請書（様式第2号）

2 前項の規定による申請は、利用しようとする日（以下「利用日」という。）の3月前から利用日の前日までの期間に行わなければならない。ただし、市長が特別の理由があると認めるときは、この限りでない。

3 第1項の規定による申請に対する利用の許可又は許可に係る事項の変更の許可は、次の各号に掲げる区分に依り、当該各号に定める許可書を交付して行うものとする。

- (1) 貸出施設等の利用の許可 にぎわい交流館いわつき利用許可書（様式第3号）
- (2) 貸出施設等の利用の許可に係る事項の変更の許可 にぎわい交流館いわつき利用変更許可書（様式第4号）

(営利行為の許可)

第3条 多目的室又は屋外共用スペースを利用しようとする者で、条例第6条第2項の規定により営利行為の許可又は許可に係る事項の変更の許可を受けようとするものは、次の各号に掲げる場合に依り、当該各号に定める申請書を市長に提出しなければならない。

- (1) 営利行為の許可を受けようとする場合 にぎわい交流館いわつき営利行為許可申請書（様式第5号）
 - (2) 営利行為の許可に係る事項の変更の許可を受けようとする場合 にぎわい交流館いわつき営利行為変更許可申請書（様式第6号）
- 2 前項第1号の規定による申請は、前条第1項第1号の規定による申請と同時に進行しなければならない。ただし、市長が特別の理由があると認めるときは、この限りでない。
- 3 第1項の申請に対する営利行為の許可又は許可に係る事項の変更の許可は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める許可書を交付して行うものとする。
- (1) 営利行為の許可 にぎわい交流館いわつき営利行為許可書（様式第7号）
 - (2) 営利行為の許可に係る事項の変更の許可 にぎわい交流館いわつき営利行為変更許可書（様式第8号）
- （利用の取消しの届出）

第4条 第2条第3項第1号の許可を受けた者（以下「貸出施設等の利用者」という。）は、利用の取消しをしようとするときは、遅滞なくにぎわい交流館いわつき利用許可取消届出書（様式第9号）に同項に規定する許可書を添えて、市長に届け出なければならない。ただし、市長が届け出る必要がないと認めるときは、この限りでない。

- 2 前条第3項第1号の許可を受けた貸出施設等の利用者は、営利行為の取消しをしようとするときは、遅滞なくにぎわい交流館いわつき営利行為許可取消届出書（様式第10号）に同項に規定する許可書を添えて、市長に届け出なければならない。
- （許可書の提示）

第5条 貸出施設等の利用者は、貸出施設等の利用開始の際に第2条第3項及び第3条第3項に規定する許可書を受付に提示し、市長の指示に従わなければならない。

（利用料金の納付）

第6条 貸出施設等の利用者は、許可書の交付と引換えに利用料金の全額を納付しなければならない。ただし、指定管理者（条例第17条第1項に規定する指定管理者をいう。以下同じ。）が特別の理由があると認めるときは、この限りでない。

（附属設備の利用料金）

第7条 条例第9条第3項の規則で定める額は、別表のとおりとする。

(利用料金の額の承認申請等)

第8条 指定管理者は、条例第9条第2項又は第3項の規定により利用料金の額の承認を受けようとするときは、収支予算書その他市長が必要と認める書類を添えて、市長に申請しなければならない。

2 市長は、前項の規定による申請があったときは、その内容を審査し、承認の可否を決定し、その旨を指定管理者に通知するものとする。

(利用料金の減免の基準等)

第9条 条例第10条の規定により利用料金を減額し、又は免除する場合の基準及び割合は、次の各号に掲げる場合に依り、当該各号に定めるとおりとする。

- (1) 本市が主催する行事で産業振興、観光支援等を目的に利用する場合 100分の100
- (2) 学校教育法（昭和22年法律第26号）第1条に規定する学校が教育活動のため利用する場合 100分の100
- (3) 前2号に掲げるもののほか、指定管理者が特に必要と認めた場合 指定管理者が相当と認める割合

(利用料金の還付の割合)

第10条 条例第11条ただし書の規定により利用料金を還付する場合の割合は、次の各号に掲げる場合に依り、当該各号に定める割合とする。

- (1) 条例第11条第1号及び第2号に該当する場合 100分の100
- (2) 条例第11条第3号に該当する場合 指定管理者が相当と認める割合

2 前項の規定により利用料金を還付する場合において、当該金額に10円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てるものとする。

(利用終了の届出)

第11条 貸出施設等の利用者は、利用を終了したときは、速やかに係員に届け出なければならない。

(利用者の遵守すべき事項)

第12条 交流館を利用する者（以下「利用者」という。）は、次に掲げる事項を遵守しなければならない。

- (1) 利用することができる施設以外に立ち入らないこと。
- (2) 許可を受けずに交流館内において寄附の募集、物品の販売、飲食物等の提供、広告物の掲示、写真の撮影、録音等を行わないこと。
- (3) 許可を受けずに火気等を利用しないこと。
- (4) 許可を受けずに備え付けた備品等を移動しないこと。
- (5) 前各号に掲げるもののほか、交流館の管理に支障のある行為をしないこと。
(損壊の届出等)

第13条 交流館の施設等を損壊し、又は滅失した者は、速やかに市長に届け出て、その指示に従わなければならない。

(管理上の指示)

第14条 市長は、交流館の管理上必要があると認めるときは、その都度必要な指示をすることができる。

(原状回復の点検)

第15条 利用者は、条例第13条第1項の規定により施設等を原状に回復したときは、係員の点検を受けなければならない。

(指定管理者に関する読替え)

第16条 条例第17条の規定により指定管理者が交流館の管理に関する業務を行う場合についての第2条から第5条まで、第13条及び第14条までの規定の適用については、これらの規定中「市長」とあるのは、「指定管理者」とする。

(臨時の交流館の管理に関する準用)

第17条 第6条、第7条、第9条及び第10条の規定は、条例第18条第1項の規定により市長が使用料を徴収する場合について準用する。この場合において、第6条、第9条及び第10条中「利用料金」とあるのは「使用料」と、第6条ただし書中「指定管理者（条例第17条第1項に規定する指定管理者をいう。以下同じ。）」とあるのは「市長」と、第7条中「第9条第3項」とあるのは「第18条第1項」と、第9条第3号及び第10条第1項第2号中「指定管理者」とあるのは「市長」と読み替えるものとする。

(その他)

第18条 この規則に定めるもののほか、交流館の管理に関し必要な事項は、別に定

める。

附 則

この規則は、令和2年2月22日から施行する。

別表（第7条関係）

名称	単位	利用料金（1回につき）	備考	
演台	1台	550円	マイク・マイクスタンド各1本付き	
拡声装置	1式	2,200円		
ワイヤレスマイク（ハンド型）	1本	1,100円		
ワイヤレスマイク（タビオン型）	1本	1,100円		
卓上マイクスタンド	1本	110円		
床上マイクスタンド	1本	110円		
プロジェクター	1台	1,100円		
移動式スクリーン	1式	1,100円		
テレビ	1台	2,200円		
ブルーレイプレーヤー	1台	550円		
展示パネル	1枚	110円		
テント	1基	550円		屋外用テーブルセット付き

備考

- 1 持込み電気器具は、1台につき110円とする。
- 2 この表による利用料金は、条例別表に定める午前、午後及び夜間におけるそれぞれの利用をそれぞれ1回として計算する。ただし、展示パネルの利用料金については、利用時間の区分にかかわらず1回の利用として計算する。

様式第1号（第2条関係）

にぎわい交流館いわつき利用許可申請書

年 月 日

（宛先）さいたま市長

会社名（団体名）

住所又は所在地

代表者又は氏名

電話番号

次のとおり利用の許可を受けたいので申請します。

利用年月日	利用施設名	利用時間	利用者数	使用料
		: ~ :		
		: ~ :		
		: ~ :		
		: ~ :		
		: ~ :		
		: ~ :		
		: ~ :		
催物名				
利用目的				
附属設備				
持込設備				
利用責任者	氏名	電話番号		

（施設記入欄）

使用料	施設使用料	減額（免除）	使用料合計
	円	円	円
使用料	附属設備使用料等	減額（免除）	納入年月日
	円	円	
営利行為の有無	有（ ） ・ 無		
利用条件及び その他必要事項			許可番号
			第 号
			許可年月日

様式第2号（第2条関係）

にぎわい交流館いわつき利用変更許可申請書

年 月 日

（宛先）さいたま市長

会社名（団体名）

住所又は所在地

代表者又は氏名

電話番号

次のとおり利用事項の変更の許可を受けたいので申請します。

変更前許可の年月 日及び許可番号	年 月 日 第 号
催物名	
変更事項	
変更理由	
その他必要な事項	
添付書類	(1) 既に受けた許可書の写し (2) その他必要な図書

（施設記入欄）

許可番号	第 号	既納使用料	円
許可年月日		変更後使用料	円
利用条件及び その他必要条件		追加使用料	円
		納入年月日	

様式第3号（第2条関係）

にぎわい交流館いわつき利用許可書兼領収書

第 年 月 日 号

(宛先)

さいたま市長



次のとおり利用の許可をします。

利用年月日	利用施設名	利用時間	利用者数	使用料
		: ~ :		
		: ~ :		
		: ~ :		
		: ~ :		
		: ~ :		
		: ~ :		
		: ~ :		
催物名				
利用目的				
附属設備				
持込設備				
利用責任者	氏名	電話番号		
使用料	施設使用料	減額(免除)	合計	
	円	円	円	
	附属設備使用料等	減額(免除)		
	円	円		
利用条件及び その他必要事項				



様式第4号（第2条関係）

にぎわい交流館いわつき利用変更許可書兼領収書

第 号
年 月 日

(宛先)

さいたま市長



次のとおり利用事項の変更を許可します。

変更前許可の年月 日及び許可番号	年 月 日 第 号
催物名	
変更事項	
利用条件及び その他必要事項	
既納使用料	円
変更後使用料	円
追加使用料	円



様式第5号（第3条関係）

にぎわい交流館いわつき営利行為許可申請書

年 月 日

（宛先）さいたま市長

会社名（団体名）

住所又は所在地

代表者又は氏名

電話番号

次のとおり、営利行為の許可を受けたいので申請します。

なお、この行為について生じる紛争等は、一切を当方において処理し、貴市には迷惑をかけないことを誓約します。

利用日時	年 月 日 時 分～ 時 分	
利用施設		
催物名		
営利行為の種目	展示 配布 宣伝 販売 その他（ ）	
品目	販売価格等	備考

（施設記入欄）

許可条件及び その他必要事項		許可番号
		第 号
		許可年月日

様式第6号（第3条関係）

にぎわい交流館いわつき営利行為変更許可申請書

第 号
年 月 日

（宛先）さいたま市長

会社名（団体名）
住所又は所在地
代表者又は氏名
電話番号

次のとおり営利行為の変更の許可を受けたいので申請します。

変更前許可の年月日 及び許可番号	年 月 日 第 号
利用日時	年 月 日 時 分～ 時 分
利用施設	
催物名	
変更事項	
変更理由	
添付書類	(1) 既に受けた許可書の写し (2) その他必要な図書

（施設記入欄）

許可条件及び その他必要事項		許可番号
		第 号
		許可年月日

様式第7号（第3条関係）

にぎわい交流館いわつき営利行為許可書

許可第 号
年 月 日

(宛先)

さいたま市長



年 月 日付けで申請のあった営利行為許可申請について、次のとおり許可します。

利用日時	年 月 日 時 分～ 時 分
利用施設	
催物名	
営利行為の種目	展示 配布 宣伝 販売 その他（ ）
許可条件及び その他必要事項	

様式第8号（第3条関係）

にぎわい交流館いわつき営利行為変更許可書

第 号
年 月 日

(宛先)

さいたま市長



年 月 日付けの営利行為変更許可申請について、次のとおり許可します。

変更前許可の年月日 及び許可番号	年 月 日 第 号
利用日時	年 月 日 時 分～ 時 分
利用施設	
催物名	
変更事項	
許可条件及び その他必要事項	

様式第9号（第4条関係）

にぎわい交流館いわつき利用許可取消届出書

年 月 日

（宛先）さいたま市長

会社名（団体名）

住所又は所在地

代表者又は氏名

電話番号

年 月 日付け第 号で許可を受けた貸出施設等の利用について、次の理由により取り消すこととしたいので届け出ます。

利用許可日時	年 月 日 時 分～ 時 分
利用施設	
取消理由	

様式第10号（第4条関係）

にぎわい交流館いわつき営利行為許可取消届出書

年 月 日

（宛先）さいたま市長

会社名（団体名）

住所又は所在地

代表者又は氏名

電話番号

年 月 日付け第 号で許可を受けた営利行為許可について、
次の理由により取り消すこととしたいので届け出ます。

利用許可日時	年 月 日 時 分～ 時 分
利用施設	
催物名	
行為の種目	展示 配布 宣伝 販売 その他（ ）
取消理由	

さいたま市規則第6号

さいたま市児童福祉法施行細則の一部を改正する規則

さいたま市児童福祉法施行細則（平成15年さいたま市規則第106号）の一部を次のように改正する。

次の表中下線又は太線の表示部分（以下、改正前の欄にあっては「改正部分」と、改正後の欄にあっては「改正後部分」という。）については、次のとおりとする。

- (1) 改正部分及びそれに対応する改正後部分が存在するときは、当該改正部分を当該改正後部分に改める。
- (2) 改正部分のみ存在するときは、当該改正部分を削る。
- (3) 改正後部分のみ存在するときは、当該改正後部分を加える。

改正後	改正前
別表（第22条関係） 扶養義務者徴収金 [略]	別表（第22条関係） 扶養義務者徴収金 [略]
備考 1～9 [略]	備考 1～9 [略]
<u>10 被措置児童及び入所者（以下「被措置児童等」という。）が3歳に達する日以後の最初の3月31日を経過した障害児であって小学校就学の始期に達するまでの間にあるものである場合は、法第56条第2項の規定にかかわらず、当該被措置児童等に係る措置費のうち実費負担に相当する部分を除いた部分については徴収しないこととする。この場合において、当該被措置児童等に係る措置費のうち実費負担に相当する部分については、この表の徴収金基準月額を上限として徴収することができる。</u>	
<u>11 前項の規定は、B2階層と認定された世帯に属する被措置児童等が3歳に達する日以後の最初の3月31日を経過する前の障害児である場合についても適用するものとする。</u>	

附 則

（施行期日等）

- 1 この規則は、公布の日から施行し、この規則による改正後のさいたま市児童福祉法施行細則の規定は、令和元年10月1日から適用する。

（経過措置）

2 この規則による改正後のさいたま市児童福祉法施行細則別表備考の規定は、令和元年10月1日以後の措置に係る徴収金について適用し、同日前の措置に係る徴収金については、なお従前の例による。